



# 山形県公報

平成25年6月7日(金)  
第2450号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) …711
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) …同
- 基本測量の実施の通知……………(用地課) …712
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) …同
- 同……………(同) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …713
- 同……………(置賜総合支庁建築課) …同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報企画課) …714
- 指定管理者の募集……………(都市計画課) …同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) …715
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) …716

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第568号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成25年6月14日山形市に招集する。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第569号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号中「12歳」を「15歳」に改める。

別表第3中「11歳」を「14歳」に、「12歳」を「15歳」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1項第2号及び別表第3の規定は、平成25年10月1日以後に行われた療養に係る経費につ

いて適用する。

#### 山形県告示第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町

2 基本測量を実施する期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

#### 山形県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

酒田市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画下水道事業  
(2) 名 称 酒田公共下水道

3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の延長

4 事業施行期間

昭和45年9月14日から平成31年3月31日まで

#### 山形県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

酒田市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画下水道事業  
(2) 名 称 酒田公共下水道  
(最上川下流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道）

3 変更の内容

(1) 取用の部分

平成11年7月県告示第710号、平成13年11月県告示第865号、平成17年3月県告示第258号、平成22年3月県告示第305号の事業地から若宮一丁目を削る。

(2) 使用の部分

なし

(3) 設計の概要の変更

- 4 事業施行期間  
平成11年7月9日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第573号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年4月11日 指令村総建第135号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第2工区  
寒河江市大字高屋字北江73番1、73番2、74番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市大字柴橋1454番地の10  
株式会社サト一住販

**山形県告示第574号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年5月21日 指令置総建第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
長井市小出字館西3854番1、3855番1、3855番3、3857番1、3858番1、3859番、3860番、3861番1、3862番1、3863番1、3863番2、3863番3、3863番4、3864番1、3886番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第11号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成25年6月7日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年6月10日（月） 午前10時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について  
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について  
(3) 教職員の人事について

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成25年5月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 5 落札金額 91,465,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年3月26日

中山公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 中山公園
  - (2) 所在地 東村山郡中山町大字長崎地内
- 2 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成25年6月7日（金）から同年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023-621-8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成25年7月16日（火）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年5月15日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成25年5月21日付けで山形県知事から通知があった。

平成25年6月7日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課 | 監 査 結 果                                                                                             | 措 置 の 内 容                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学事文書課 | <文書の把握><br>保管されている文書を網羅的に把握することは喫緊の課題であり、計画的にリスト化作業を進めていく必要がある。                                     | 平成26年度末までにすべての保管文書のリスト化を目指すことを新行財政改革推進プランに示し、各所属の取組みを促進していく。                                  |
| 会計課   | <電気料金の会計処理><br>同様の性質と考えられる電気料金の支出について、所属によって異なる処理が行われているため、規程等を見直す必要がある。                            | 電気料金に係る冬期積雪による検針困難等の場合の事務処理について、各課・各公所に通知し、その取扱いの周知徹底を図った。<br>(平成25年3月27日付け会計第1015号会計局会計課長通知) |
| 会計課   | <ユーザIDに付与する権限設定><br>財務会計システムにおいて、どのようなシステム操作を許可するのかの根拠設定は各課に委ねられている。統一的な方針を定め、各課に周知し、運用を徹底させる必要がある。 | 財務会計システムにおける職員権限を定め、各課・各公所に通知し、運用の周知徹底を図った。<br>(平成25年3月21日付け会計第990号会計局会計課長通知別紙3)              |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から平成25年3月26日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成25年6月7日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫 香  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関   | 指 摘 事 項          | 措 置 の 内 容                                                                                                                        |
|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 霞城学園高等学校 | 支出事務が適切でないものがある。 | 支出事務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、事務分担の見直しを実施しました。また、複数職員による旅行命令及び復命書のチェック体制を強化するとともに、管理職が定期的な支払い状況をチェックすることにより、精算払いに遅延が起らないよう改善しました。 |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤                          | 正                 |
|-------------|------------|-----|------|----------------------------|-------------------|
| 平成25. 3. 26 | 第2430号     | 402 | 下から1 | 2か月                        | 3か月               |
|             |            | 403 | 13   | 山形中央高等学校、霞城学園高等学校、米沢東高等学校、 | 山形中央高等学校、米沢東高等学校、 |
| 平成25. 3. 29 | 第2431号     | 462 | 下から7 | 月の途中において                   | 月の途中において          |
|             |            |     | 下から6 | 月の途中において                   | 月の途中において          |